

1枚目と2枚目を
ご提出ください。

(金融機関)

労働保険事務組合 浜松商工会議所

労働保険料 預金口座振替依頼書

令和 3 年 6 月 1 日

労働保険事務組合浜松商工会議所より、貴店宛に、労働保険料の請求書が送付されたときは、私（預金者）に通知することなく、請求書記載の金額を指定預金口座から所定の振替日に払出し、労働保険事務組合浜松商工会議所指定口座に振込んでくださるよう下記事項確認のうえ依頼致します。

労働 保険番号	府県		所掌	管轄		基幹番号					枝番号			
		2	2	3	0	2	9	3	2	1	8	2	1	2
	2	2	1	0	1	9	3	2	1	8	5	9	8	7

(No)
(No)
(No)

依頼人	郵便番号	4 3 2 8 0 3 6						
	住所	浜松市中区東伊場2-1				電話	053-452-6685	
	氏名	村井 一郎				お届印		

通帳印を2箇所



指定預金口座		口座番号	口座名義人
静岡 銀行 成子 支店	信用金庫	0123456	株式会社村井設備 代表取締役 村井一郎
① 普通	2. 当座		
銀行コード・支店コード			

記入不要です

法人の場合は、
会社名及び代表者名まで
必ずご記入ください。

× (株)村井設備
× カ)ムライセツビ

1. 預金口座振替は、普通預金規定にかかわらず、当座小切手振替と同様に、請求書の提出をいたしませんから、請求書が送付された日以降の最初の振替日に振替日指定の口座から振替を行います。
2. 振替日 全期・1期分は6月25日、2期分は9月25日、3期分は12月25日です。
3. 振替えたつどの口座名義人あての通知は不要のこと。
4. 指定預金口座の残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含み、保険料の額に満たないときは、私に通知することなく、請求書が送付された日以降の最初の振替日に振替を行います。
5. この預金口座振替契約は、貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく、請求書が送付された日以降の最初の振替日に振替を行います。
6. この取扱いについて、かりに紛議が生じても、貴店には迷惑をかけるものではありません。

取扱店 使用欄	預金係長印	記帳者印	印鑑照合	受 付 者